

群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター大学院教務委員会
大学院授業英語化推進部会運営内規

令和 5. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター大学院教務委員会内規第8条第3項の規定に基づき、大学院授業英語化推進部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、大学院における授業の英語化に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画、サポート及び統括に関すること。
- (2) 全学的調整に関すること。
- (3) FD, SDの企画、立案、検証及び実施の支援に関すること。
- (4) 大学院授業の英語化の推進に伴う課題等の抽出及び情報共有に関すること。
- (5) その他大学院における授業の英語化に関する必要な事項

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 大学院授業英語化推進部会長（以下「部会長」という。）
- (2) 各研究科及び学府（以下「各研究科等」という。）の教務を所掌する委員会等の委員 各1人
- (3) グローバルイニシアチブセンター長が指名する者 1人
- (4) センター長が必要と認める者 若干人

2 前項4号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の部会に必要に応じて本学以外の者を加えることができる。

(部会長)

第4条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(副部会長)

第5条 部会に、副部会長を置くことができる。

2 副部会長は、センター長が指名する部会員をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐する。

(会 議)

第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴

くことができる。

(事 務)

第8条 部会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、センター長が行う。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。